別記様式第２２号（第３３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ○○○○に係る確認評価に関する契約書（例） | 収入印紙 |  | 第５条　確認評価の手数料は、次によるものとする。  　　○○○○　　　　　　　　　　　　○○○○○ 円    　第６条　甲は、確認評価の準備を開始したとき以降において、納入した手数料を返還しない。  　第７条　甲は、天災その他やむを得ない事由が生じ、確認評価の継続が困難になった場合、この契約を解除することができる。  　第８条　甲及び乙は、双方に相手方がこの契約書の条項に違反した場合、契約を解除することができる。  　第９条　本契約の有効期間は、契約の日から３年間とする。  　第１０条　この契約を変更する必要が生じた場合、甲及び乙協議のうえ変更するものとする。  　　上記契約の締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。  　　　　　　　　年　　　月　　　日  　　　　　　　　甲　　東京都調布市深大寺東町４丁目３５番地１６  　　　　　　　　　　　日本消防検定協会  　　　　　　　　　　　理　事　長　○○○○　印  　　　　　　　　乙　　○○○○○  　　　　　　　　　　　○○○○株式会社  　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○　印 |
|  |
| 日本消防検定協会 理事長　○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、日本消防検定協会が定める受託評価業務規程（以下「規程」という。）第３３条に基づき、次の条項によって確認評価の実施に関する契約を締結する。  　第１条　甲は、乙の依頼によって、次の確認評価を実施する。  　(1) 確認評価の項目  　　　○○○○に係る確認評価  　(2) 確認評価の内容  　　　○○○○が、当該受託評価業務規程に定める技術上の基準に適合しているかどうかについて  　(3) 確認評価実施の場所  　(4) 確認評価実施の期間  　　　当該確認評価依頼希望日から１月以内に完了するものとする。  　第２条　確認評価に関する事務の取り扱いについては、○○○○に係る評価細則によるものとする。  　第３条　確認評価の範囲及び方法は、○○○○に係る評価細則に基づいて行うものとする。  　第４条　甲は、○○○○に係る確認評価が完了し、当該受託評価業務規程に定める技術上の基準に適合する場合、確認番号を付与し、その旨の表示をするものとする。 | | |